

相続放棄 手続きの流れ

1. 必要書類のご用意

- ・被相続人の戸籍謄本、住民票の除票
- ・相続人の戸籍謄本、住所の分かる書類のコピー（住民票、免許証）

※兄弟姉妹の放棄については、ご両親の出生から死亡までの戸籍も必要となります（他にお子様がおられれば、兄弟姉妹は相続人にならないため）。

2. 司法書士が申立書類作成

3. 申立書類に署名ご捺印

- ・本籍地、住所、職業、電話番号の記載をお願いします。

4. 司法書士から、裁判所に相続放棄の申立書を提出

5. 裁判所より「照会書」（簡単な質問）が届きます

「照会書」に書き込んでいただき、そのまま裁判所にご返送いただくか、司法書士にご送付下さい。

（内容について、ご不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせ下さい）

6. 裁判所から、「相続放棄受理通知書」が届きます

7. 裁判所から届きました「相続放棄受理通知書」のコピーを、司法書士にお送り下さい

8. 債権者に相続放棄が完了した旨、通知します

堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所

TEL 072-254-5755